



# よしだ 議会だより

第 **58** 号

吉田町議会  
〒421-0395  
静岡県榛原郡吉田町住吉87  
TEL:0548-33-2141  
平成22年8月発行  
責任者 議長 増田宏胤



空港の玄関口からおめでとう！キャンペーン（吉田公園）

6月定例会提出議案	.....	P 2
第2・3回臨時会	.....	P 4
まちの考えをきく	.....	P 9
まちづくり意見交換会	.....	P 12
委員会活動報告	.....	P 14
まちの話題・あとがき	.....	P 18

.....	P 2	
監査結果報告	.....	P 4
2議員が町政を問う	.....	P 9
.....	P 12	
.....	P 14	
.....	P 18	

# 放課後児童クラブ増設！

☆中央小学校区 1ヶ所から2ヶ所に

(場所 片岡2002-2)

平成22年  
6月定例会  
6月4日～6月18日



予定施設（現さくら作業所）

**問** 第2放課後児童クラブから中央児童館へ遊びに行くということが考えられ、危険性を伴うが対応は。

## 〈主な質疑〉

◇「吉田町放課後児童クラブ設置条例」の一部を改正

## 条例の制定

上程された議案は、条例の一部改正3件、補正予算1件、財産の取得1件、地方公共団体の数の減少関係2件、発議案2件でした。  
なお、「ズバリ！町の考えを聞く、一般質問」は2人の議員が当面する諸問題を政策議論した。

## 答

クラブの指導員が要所に立ち、交通指導や誘導を行います。

## 問

学校との関係はどのように図っているか。

## 答

毎年、各小学校と情報交換をし連携を密にし、適切な保育に務めています。

## 問

年度途中の入所の対応は。

## 答

随時受け付けて対応しています。

## 問

基本的には1年生から3年生を預かるということになっているが、それ以外はあるか。

## 答

4年生の学童も受け入れています。

## 問

夏休みや冬休みの時は、長時間預かることになるが職員勤務体制は。

## 答

交代でシフトをして対応し、スポット等の職員も充てています。

◇「吉田町職員の育児休業等に関する条例」の一部を改正

父親も子育てできる働き方の実現を目指す、父母とも1歳2ヶ月までの間に1年間育児休業の取得を可能にする。

◇「吉田町職員の勤務時間、休暇に関する条例」の一部を改正

育児を行う職員から請求があった場合には、職務遂行上著しく困難な場合を除き、時間外勤務をさせてはならない。

## 補正の内容（一般会計予算）

- ・上海万博ステージ出展事業費 300万円
- ・個別所得補償制度導入推進費 104万円
- ・河川維持管理費 20万円

\*なお、財源は国、県の支出金や県市町村振興協会の助成金です。

## 平成22年度補正

## 〈主な質疑〉

## 問

上海万博ステージ出展事業の特別旅費77万円の内容は。

## 答

出張期間は8月16日から20日まで5日間で、7人を派遣します。8月17日に静岡ウィークのステージ出展があります。18日、19日に浙江省に公式訪問する予定です。

## 問

副町長の団長を始め、6名の若手職員が行かれるが、どのような観点から選考したのか。

## 答

企画課2名は総合的なコーディネートと出展のプロデュース。産業課1名は産業観光振興をメインとしたPR。教育委員会1名は教育文化、教育環境の対応。総務課2名は地域安全関係と広報関係を念頭に置き6名を考えました。

## 問

経費の全額は、振興協会の助成金であるが、行かれる職員の人件費についてもこの中で見ることも可能ではないか。

## 答

300万円を上限として、出張経費については全て賄われます。人件費については、人を雇い上げた場合対象となります。

**問** PR用資材163万円の内容は。

**答** 当町のプロモーション映像を作り会場で流し、また、会場のお客様を引きつけるため、地場産品を景品に町の紹介をふまえたクイズ形式のものを考えています。

**問** 来場者に吉田町のPRをどのようににされていくのか。

**答** 静岡県のPRの出し方ならいと聞いているが、プロモーションビデオ等を作る中でコンサルタントを入れて、その規制をどうやってクリアしていくか調整しているところです。

**問** 公式訪問する静岡県では、吉田町のPRをされるのか。

**答** 吉田町だけが突出したPRはできません。

**問** 中国に吉田町をPRするに当たって、町にいる外国の方々にも投げ掛けすれば相乗効果が生まれると思うが。

**答** 全てが中国、日本、県の制約の中で、まず参加をして様子を探るといのが重視すべきことだと思えます。それを踏まえて、今後、PRの方法等を伺いながら関係していくことが大事なことです。

**問** 個別所得補償制度の現地確認等協力員は何名か。

**答** 部農会長20名を予定しています。

**問** 河川維持管理費の修繕は具体的に何が壊れたのか。

**答** トラックのエンジンの中の水が入ったのではないかと考えています。

### 施設備品の取得

◆平成22年度吉田町総合障害者自立支援施設備品の取得について

- ・品名 施設備品一式
- ・契約の方法 指名競争入札
- ・契約金額 1千87万4千円
- ・契約の相手方 株式会社メイジョー

### 〈主な質疑〉

**問** 排煙機と灰皿は、施設利用者が使用すると聞いたが、世の中が禁煙の方向に進んでいるので、そこはどのように考えているのか。

**答** 施設利用者にはたばこを控えるよう指導していきます。

**問** 従来の備品の有効利用は。

**答** 既存の備品は、利用者が今まで作業をして馴染んでいるのでその使用を考えて

います。

**問** 「はあとふる」の排煙機の再利用はできないか。

**答** 施設の喫煙室が狭いので、流用して使うことは困難です。

### 地方公共団体の数の減少

◆静岡後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少

富士郡芝川町の富士宮市への編入及び浜名郡新居町の湖西市への編入に伴い減少する。  
◆静岡地方税滞納整理機構を組織する地方公共団体の数の減少

富士郡芝川町の富士宮市への編入及び浜名郡新居町の湖西市への編入に伴い減少する。

### 発議

第5号「吉永満榮議員に謝罪を求める」決議  
◆吉永満榮議員の言動は選挙妨害に当たると

ともに議員を中傷誹謗侮辱するものであり、議員として恥ずべき行為であります。よって、本会議の場において謝罪するように求めることを決議する。

・発議提出者 八木 栄議員  
・提出賛成者 永田智章議員

### 反対討論

誰がどういふふうにやられたのか分かりません。賛成できません。

### 賛成討論

議場において、議員を侮辱する発言をしているので謝罪するべきである。

### 反対討論

民主主義の世の中で怪文書という卑劣な行為をするというのは許されないが、議会で決議するような中身でないので反対する。

賛成者多数 可決

第6号「大塚邦子議員に謝罪を求める」決議

◆大塚邦子議員の言動は選挙妨害に当たるとともに議員を中傷誹謗侮辱するものであり、議員として恥ずべき行為であります。よって、本会議の場において謝罪するように求めることを決議する。

・発議提出者 八木 栄議員  
・提出賛成者 永田智章議員

### 反対討論

決議文の中の選挙妨害とか名誉毀損とかという資料を精査した上で出していたいただきたい内容の分からない決議文なので反対する。

賛成者少数 否決

### 第1号報告

◆平成21年度吉田町繰越明許費繰越計算書の報告について

子ども手当事務費 他8事業

# 第2回 臨時会報告

5月24日臨時会が招集された。上程議案は、専決処分事項の承認3件、条例の一部改正1件、議員発議2件、合計6件でした。

## 役場の開庁時間 変わりました！

平日	8:15~17:00
日曜開庁	8:15~12:00 13:00~17:00



吉田町役場玄関

**問** 町独自で勤務時間を決めることができるのか。  
**答** 人事院勧告に沿って要請されています。

**問** 人事院勧告があつてから今日まで、条例改正をするにあたって時間があるが、その理由は。  
**答** 平成19年から時間を変更したばかりですので、よその市町の動向を見守つて来ました。

**問** 人事院勧告があつてから今日まで、条例改正をするにあたって時間があるが、その理由は。  
**答** 平成19年から時間を変更したばかりですので、よその市町の動向を見守つて来ました。

**問** 吉田町の実態にあった民間企業の動向は調査したか。  
**答** 人事院勧告に沿って行つていますので、調査はしていません。

**問** 人事院勧告に沿って行つていない市町があると聞いているがどこか。  
**答** 2月時点で、吉田町、函南町、清

**問** 人事院勧告どおりに行っていない市町があると聞いているがどこか。  
**答** 2月時点で、吉田町、函南町、清

水町、川根本町、小山町の5町です。

**問** 勤務時間を15分短くするということは、時間外手当の増額になると思うが、当初予算で試算されていたのか。  
**答** 試算はしていません。

**問** 勤務時間に関する条例と給与条例を合わせて出すべきと思うか。  
**答** 給与条例に正規の時間に対する報酬とうたつていますので、今の給与体系で行きます。

**問** 時間を削ることによって、何%のベースアップに値するのか。  
**答** 計算はしておりません。

**問** 時間を削ることによって、何%のベースアップに値するのか。  
**答** 計算はしておりません。

**問** 今まで、終了時間が5時15分であるが、その利用者は。  
**答** 今までは、終了時間が5時15分であるが、その利用者は。

**答** 1週間に2、3人になろうかと思えます。

**問** 時間外のチェックは。  
**答** 時間外が増えたり、行政サービスが低下しないよう課長会議等で周知徹底します。

**問** 時間外が増えたり、行政サービスが低下しないよう課長会議等で周知徹底します。  
**答** 時間外が増えたり、行政サービスが低下しないよう課長会議等で周知徹底します。

### 反対討論

年度途中の条例改正は、公正で効率的な行政事務を考えた場合、予算措置、決算等を考えたときに不具合が生じる可能性がある。平成23年4月1日からというような形で、分かりやすく説明ができる上程が望ましいと考える。反対とする。

賛成者多数 可決

### 専決処分事項の承認

◆吉田町国民健康保険条例の一部を改正 課税限度額の引き上

げ及び、減額措置の判定の基準となる総所得金額に特例措置を講じます。

### 〈主な質疑〉

**問** 国保税の軽減措置ということだが、広報はどのようにするか。  
**答** インターネットや、納付書の発行の際、案内します。

**問** 軽減措置の財源の裏付けは。  
**答** 国の特別調整交付金の一部がきます。残りは税となります。

**問** 年間保険料の上限額の被保険者数は。  
**答** 医療分が119世帯。後期支援分が47世帯です。

**問** 国保税の増額分はいくらになるのか。  
**答** 数百万円単位です。

**問** 国保税の増額分はいくらになるのか。  
**答** 数百万円単位です。

**問** 窓口において、町民の皆様にかかりやすい周知を行うべきと思うが。

**答** 本人から申し出てをいただきたらと思います。

◇吉田町税条例の一部改正  
個人住民税における扶養控除の見直し、地方のたばこ税の引き上げ、税負担軽減措置の整理合理化を行う。

◇吉田町都市計画税条例の一部改正  
地方税法等の一部を改正する法律が3月31日に公布されたことに伴うもの。

**発議**

第3号 「事務調査に関する」決議

◇調査事項  
元吉田町職員増田宏胤議長の勸奨退職金に係る調査

◇特別委員会の設置  
本調査は、地方自治

法第110条及び委員会条例第5条の規定により委員7人以内で構成する元吉田町職員勸奨退職金調査委員会を設置し、これに付託して行う。

本会議は、地方自治法第100条第1項の権限を同委員会に委任する。

◇調査の期限  
同委員会は、調査が終了するまで閉会中も行うことができる。

◇調査費用  
10万円以内とする。  
(理由)

割増退職金支払に係る事務処理並びに支払の正当性に町民の疑義が生じているため、これを明らかにすることによって、町民への説明責任を果たし、町民の利益を守ることを目的とする。

・発議提出者  
吉永満榮議員  
・提出賛成者 3議員

**反対討論**

・本議案の求めている割増し退職金返還は、対象が執行機関ではなく退職した個人であるから、議会の調査権の範囲を超えたものである。割増し退職金を受領したことの適否を議会が判断できるのか疑問を感じる。また行政事務の是正については、すでに運用指針を定めたことにより目的は達成されている。

・すでに時効になっていられると思われ問題であるので、発議案提出者が自費にて勸奨退職金返還訴訟をおこしていただいた方が、法廷の場で白黒がはっきりする。我々議員は裁判官ではないので、判決を下すことはできない。

・勸奨退職は、特別委員会をもって事務検査を行い、町民への不利益を生じさせない税金の使い方を検査することを代案とする。

**賛成討論**

・現時点での100条調査決議には反対とし、監査請求の結果を持つて再度我々の考えを示すべき。

**賛成討論**

・裁判の中で出た書類を見ると疑問です。こういう書類を当時の当局がやったのか議会が調査して結論を出すべきである。

・改ざんされた文書を手にとった議会議員としては、議会の調査権を使ってしっかりと調査する必要がある。さまざまな事務処理がされていたらとすれば、町民の不利益につながる。

・議会報告会の時点でも町民の間から質問があった。議会として答えを出さなければならぬ。

賛成者少数 否決

第4号 「監査請求に関する」決議  
◇監査を求めめる事項  
元吉田町職員増田宏胤議長の優遇退職実施要綱の適用並びに退職金支払事務に関する事項

◇監査報告期限  
議決後2ヶ月以内  
(理由)

割増し退職金が支払われた事件について、本件公金支出の妥当性において町民の疑義が生じているため、優遇退職実施要綱の適用並びに退職金支払い事務に関して監査請求を行い、監査委員の適切な措置並び、本監査報告を議会の監視活動に生かすことにより、町民に不利益を与えないために行う。

・発議提出者  
吉永満榮議員  
・提出賛成者 3議員

**反対討論**

民事裁判を通して出てきた調査事項のため、弁護士や公認会計士、税理士等と契約を締結し、個別外部監査で行うべきと、代案を持つて反対とする。

**賛成討論**

勸奨退職金の割増しの問題が町民の皆さんの大きな関心事になっています。住民監査請求もされていますが、議会は議会として、議会の98条の監査請求権をしつかり使って、この問題が町民に正しく情報結論を導き出し、是正ができるようにと思いい賛成する。

賛成者多数 可決

# 第3回 臨時会報告

7月15日臨時会が招集された。上程議案は、条例の一部改正2件、条例の制定1件、議員発議1件、合計4件でした。

## 条例の一部改正

◇消防団員等公務災害補償条例の一部を改正  
児童扶養手当の支給対象を父子家庭まで広げるもの。

◇吉田町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正  
吉田町職員の自宅に係る住居手当が廃止されたことに伴ない吉田町企業職員の給与に関する条例の一部も改正するもの。

## 〈主な質疑〉

**問** 改正に伴ない住居手当が無くなった職員数は。  
**答** 水道課の3名です。

**問** 条例適用を変えらる必要はないか。  
**答** 一般職員と同様に適用しました。

## 条例の制定

◇吉田町総合障害者自立支援施設設置条例・同条例施行規則の制定  
施設の利用、使用条件・許可、指定管理者による管理等に関することなど。

## 〈主な質疑〉

**問** 他の施設からの移行、変更、契約変更手続等の説明はどのようにしているか。  
**答** 各施設長が行なっています。

**問** 交流ホール設置目的は。  
**答** 施設利用者、地域の方との交流を図ります。

## 発議

第7号 吉田高等学校の再編整備計画に関する意見書  
◇県教育委員会が策定した県立高校第二次長期計画による吉田高校と大井川高校を統合して、新校地を大井川高校にすることに反対する意見書の提出。  
・発議提出者 永田智章議員  
・提出賛成者 全議員  
○発議提出先 静岡県知事・県教育長  
○提出日 7月15日

## 監査結果を議会に報告

第1 監査の概要  
1 監査の期間  
平成22年5月25日  
～7月13日

2 監査の対象  
元吉田町職員増田宏胤議長の優遇退職実施要綱の適用並びに退職手当金支払事務に関する事項

3 実施した監査の手続き  
この監査請求は、監査の対象に係る事務処理について、退職手当制度の正しい理解がなされた上で適性に公金が支出されたかどうか、その請求の趣旨に沿って一連の事務手続き全体を捉えて実施した。

第2 監査の実施  
1 監査の着眼点  
(1)退職の承認が適切に

行われたか。  
(2)退職理由が町議選に出馬するためであったか。  
(3)退職手続きが適正に行われているか。

2 監査対象機関  
総務課

3 関係人  
・退職者本人  
・退職の承認並びに退職手当の手続きに携わった職員（職名は当時）  
町長、助役、教育長、総務課長、総務課長補佐、行政主幹、人事係長、総務課主任

第3 監査の結果  
1 認定した主な事実  
(1)優遇退職実施要綱の適用  
元職員増田氏の勧奨退職は、吉田町職員優遇退職実施要綱を適用した。  
・退職勧奨年月日

平成11年4月16日  
・職員 の承諾年月日  
平成11年4月16日  
・退職日  
平成11年4月19日  
ア 退職勧奨等の手続きについて  
退職勧奨は、増田氏が提出した退職願に基づいて、総務課長が退職勧奨を申し入れをし、町長が優遇退職制度の適用を認めた平成11年4月16日である。また、4月19日の退職について、総務課長から町長に告げられたのは、増田氏の家庭の事情が主であり、選挙に出馬するための事情で認めてはいない。

イ 退職の承認について  
増田氏の退職願の取り扱いは、平成11年4月19日同課主任によって起案され、同日に承認を受けた。また同日増田氏に退職辞令が交付された。  
(2)退職手当に係る手続き

・退職勧奨年月日

退職手当についての  
手続きは、平成11年4  
月19日に総務課主任が  
関係書類一式を増田氏  
に手渡した。その後の  
事務処理は、同主任と  
課長補佐との間で進め  
られた。

また、「平成11年4  
月退職者に係る報告書  
の提出について」の決  
裁文書から次の日付を  
確認できたが、町から  
事務組合に提出された  
関係書類には、証明及  
び報告の日付が無かつ  
た。事務組合が当該文  
書を受け付けたのは、  
平成11年4月30日であ  
った。

ア 退職理由欄の修正  
について

総務課主任が関係書  
類を受領した際、退職  
手当請求書の退職理由  
に「町議会議員選挙立  
候補のため」と記載さ  
れていたため、勧奨退  
職が認められない旨を  
課長補佐に相談、修正  
の指示を受けた。主任  
はすでに退職の承認に

より優遇退職制度の適  
用を受けていることを  
判断基準とし、見え消  
しにより「勧奨退職」  
と修正した。

イ 退職手当の手引き  
についての理解度

事務組合の「退職手  
当の手引き」に、退職  
理由が選挙に立候補す  
ることが明らかである  
場合には、勧奨退職と  
して取り扱わないこと  
とされているとの記述  
があることは、総務課  
主任以外はほとんどの  
職員が知らなかった。

## 2 判断

(1) 優遇退職実施要綱の  
適用

ア 勧奨退職について  
当時の退職勧奨は、  
文書で行っているので  
はなく、毎年度町村会  
の申し合わせによつて  
周知され、一定年齢に  
達した者が退職勧奨を  
受けている状態にあり、  
職員も当然に周知され  
ていた年齢に達した場  
合に勧奨退職とする取

り扱いを増田氏にも適  
用し、退職勧奨をして  
いたと判断する。

イ 退職日の繰り上げ  
について

退職日の繰り上げに  
ついては、その都度町  
長の裁量の中で手続き  
が行われていたところ  
であるが、増田氏の場  
合家庭におけるやむを  
得ない事情があること  
を主因とする一方、町  
内会からの町議選出馬  
要請を断りきれない状  
況であったとしている。  
総務課長は、町長に増  
田氏の退職勧奨を申し  
入れた際、家庭の事情  
のみを告げている。本  
来優遇退職制度の適用  
を受けて退職しようと  
する職員の退職日付、  
当該年度の3月31日ま  
でとしていることを踏  
まえ、いかなる特別の  
事情があったとしても、  
職員の退職に関して知  
り得た状況は全て報告  
すべきであった。

(2) 退職金支払事務  
ア 退職理由欄の修正

増田氏の退職理由に  
ついて、その主因が家  
庭の事情であったこと  
は認めるが、町内会か  
らの町議選出馬要請を  
受けて立候補したこと  
も事実である。先行し  
て退職の承認が得られ  
たことに対する優位性  
もあるだろうが、退職  
手当請求書の退職理由  
欄に「町議選立候補の  
ため」と記載され、総  
務課主任が勧奨退職の  
適用外と指摘したにも  
拘わらず、上司はそれ  
の適否について再確認  
を取らずに修正指示し  
たことは安易な判断で  
あったと言わざるを得  
ない。

イ 退職手当の手続き  
の運用

事務組合退職手当条  
例の運用について唯一  
示している「退職手当  
の手引き」を十分確認  
しないで進めたことは、  
当該事務処理上極めて  
不適切であったことは  
否めない。

## 3 結論

● 町職員優遇退職実施  
要綱の適用については、  
当時の慣例に基づく勧  
奨退職と総務課長から  
伝えられた退職理由か  
ら判断した場合、当時  
の町長がこの要綱を適  
用したことはやむを得  
ない。しかし特例を認  
める場合には、その妥  
当性を十分検証し、判  
断すべきであったと思  
料する。

● 選挙に出馬するため  
に、告示日の前日を退  
職日としたことは客観  
的事実により明らかで  
あるが、主たる退職の  
理由は、選挙に出馬す  
ることではないと認め  
る。

● 退職手当にかかる手  
続きについては、所定  
の要件が具備され、支  
給に至ってはいるもの  
の「報告・連絡・相談  
の欠如」「職責に対する  
事務甘さ」「退職手当の  
手引きの認識不足」等

が見受けられるため、  
事務処理過程について  
は適切でなかったこと  
を認める。

## 第4 措置

元職員増田氏の優遇  
退職実施要綱の適用並  
びに退職手当金支払い  
事務に関する事項につ  
いては、その事務処理  
過程に町職員の緊張感  
や注意力を欠いたこと  
が散見されている。

本来、優遇退職実施  
要綱の適用について透  
明性を図ることや、事  
務組合の「退職手当の  
手引き」を遵守するよ  
うな必要な処置を求め  
るところであるが、既  
に平成21年6月19日か  
ら「吉田町職員優遇退  
職実施要綱運用指針」  
が定められているため、  
措置を行わないことと  
する。

※なお監査結果報告書の  
全文は議会事務局にあ  
ります。ご希望の方は  
お問い合わせください。

## 審議した議案と各議員の賛否 (平成22年第2回臨時会 5月24日)

○は賛成 ×は反対 -は議長のため同数の時のみ採決

議案番号	議案名	議員名													審議結果	
		佐藤正司	枝村和秋	市川陽三	杉村嘉久	藤田和寿	片山武	永田智章	八木宣和	大塚邦子	吉永満榮	勝山徳子	河原崎昇司	八木栄		増田宏胤
26	専決処分事項の承認を求めることについて(吉田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	可
27	専決処分事項の承認を求めることについて(吉田町税条例の一部を改正する条例)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	可
28	専決処分事項の承認を求めることについて(吉田町都市計画税条例の一部を改正する条例)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	可
29	吉田町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	○	×	○	○	×	○	○	○	○	○	○	×	-	可	
発議案3	事務調査に関する決議案	○	○	×	×	×	○	×	×	○	○	×	○	×	退席	否
発議案4	監査請求に関する決議案	○	○	○	×	○	○	×	退席	○	○	×	○	○	-	可

## (平成22年6月定例会)

30	吉田町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	可
31	吉田町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	可
32	吉田町放課後児童クラブ室設置条例の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	可
33	平成22年度吉田町一般会計補正予算(第1号)について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	可
34	平成22年度吉田町総合障害者自立支援施設備品の取得について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	可
35	静岡県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	可
36	静岡地方税滞納整理機構を組織する地方公共団体の数の減少について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	可
発議案5	吉永満榮議員に謝罪を求める決議	×	○	×	○	○	×	○	○	×	退席	○	×	○	-	可
発議案6	大塚邦子議員に謝罪を求める決議	×	×	×	○	×	×	○	○	退席	×	○	×	○	-	否

## (平成22年第3回臨時会 7月15日)

37	消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	可
38	吉田町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	可
39	吉田町総合障害者自立支援施設設置条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	可
発議案7	静岡県立高等学校第二次長期計画における吉田高等学校の再編整備計画に関する意見書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	可





# 町の考えを聞く

## 2人が一般質問

### 1. 佐藤正司議員

「吉田高校の統廃合は」

「町の生活環境対策は」

### 2. 藤田和寿議員

「高齢者の移動支援は」

「一般質問」とは、議題に関係なく行財政全般にわたる議員主導による政策の議論です。



於：6月12日 吉田町学習ホール

# 吉田高校の統廃合は町の生活環境対策は

## 吉田高校の統廃合に ついて

**問** 平成25年4月から吉田高校を閉校し、大井川高校に移転する計画があるが、町はどのように対応してきたか。

## 存続を求める

**答** 初めから大井川高校に統合する案であり、「結論ありき」の話は聞けない旨強く抗議してきた。学校関係者と計画の凍結を求め存続を訴え続けていきます。

**問** 吉田高校がなくなることの影響は。

## 影響は大

**答** 吉田高校という重要な教育機関がなくなることは、まちにとって、計り知れないほどの大きな影響があります。

**問** 統廃合計画を延期または凍結させて県教委に再検討させられないか。

## 粘り強く対話

**答** 今、関係者が存続を望んでいるいろいろな活動を行っている。地域の子どもたちの良好な教育環境を整えることを目指し、粘り強く、県教委と対話を重ねていきます。

## 町の環境対策について

**問** 環境のことで町民からの苦情の件数、その内容は

**答** 件数は平成20年度が91件、21年度108件あった。野焼きに関するもの、犬・猫の飼育、ゴミだし、大気汚染、水質汚染、騒音、振動、臭気といったものです。

**問** 「ごみの出し方 出前講座」の実績と効果は。また、職員を講師に聞く考えはないか。

**答** 19年度26回769人、20年度8回241人、21年度13回230人が受講した効果はゴミ袋に名前や番号をつけるなど、ゴミだしのルールが確立され、プラマークなし



佐藤正司議員

のごみが減少しました。「講座」の開催要望はないので職員を動員しての開催は考えていません。

**問** 「環境基本条例」の制定に向けてどのように進めるのか。

## 基本計画とセット

**答** 環境基本条例の素案は、まちの実情にあった実践的な基本計画の策定とセットで進めて行く準備をしています。



スーパーマーケットに設置されたリサイクルボックス



榛南自動車学校の高齢者講習



高齢者等を対象とした送迎事業

# 高齢者の移動支援は

## 問

免許返納等により移動手段がなくなる高齢者や、少子化により移動支援をしてくれる家族がいないなど、高齢化の波に対する対応策は。

## 高年齢者移動支援プロジェクトを立ち上げ

## 答

介護保険制度により要支援・要介護の認定を受けている高齢者と、一般高齢者の2者に区分し、支援の目的、内容及び方法について案をまとめました。

## 問

状況と予測は。移動支援の必要な方が増加する

## 答

現在、介護予防事業の6事業で無料送迎サービスを実施しています。また10月以降に「日常生活圏ニーズ把握手法」で実態調査を行う予定です。

## 問

目指す理念は。

## 答

基本理念は「健康長寿のまちづくり」「支えあって暮らせる地域づくり」「安心して暮らせる介護サービスの提供」を掲げています。

## 問

今後の計画は。

## ボランティアを活用

## 答

一般高齢者は、利用目的が福祉団体等で主催する行事・事業に限定し、ボランティアによる送迎支援及び巡回マイクロバスの運行を考えています。また、要支援・要介護認定者は、行事・事業

## 問

にとどまらず、病院施設等の通退院、官公庁等への申請、その他生活上必要不可欠な外出を対象として、ボランティアによる送迎支援で実施していく予定です。

## 問

予想される課題と解決策は。

## 団塊の世代に期待

## 答

需要に対するボランティアの確保が課題です。支援ボランティアの年齢制限を満70歳までの方とし、若い方の参加はもちろん大歓迎ですが、第一線を退いた団塊の世代の方々の積極的な参加を期待しています。



藤田和寿議員

# 意見交換会開かれる

第一回  
まちづくり  
意見交換会まとめ

期日 5月26日(水)  
19時～21時

会場 片岡会館  
一階大ホール

参加者 42名

各種団体より  
24名

講師 1名

議員 14名

事務局 3名

**参加団体名**

- ・ 商工会
- ・ 漁業協同組合
- ・ 静岡うなぎ漁業協同組合
- ・ 体育協会
- ・ 文化協会
- ・ 国際交流協会
- ・ 保健協力委員
- ・ 健康づくり食生活推進協議会
- ・ 赤十字奉仕団
- ・ コミカレねっとわーく吉田
- ・ 身体障害者福祉会
- ・ 手をつなぐ育成会
- ・ 精神保健福祉会秋桜



Bグループ「ふれあいの輪を広げよう」

アクセスの向上	交流の場	町のPR	人々のつながり	町のふれあい	体育会系イベント	まつり
・ 空港の有効活用、観光船の入港	・ 道の駅などの拠点を作る ・ 大学誘致、優良企業誘致を進める	・ 町のPRを積極的に行う	・ 若い人達の活動を望む ・ ポラ連の減少に歯止めを	・ 町内会単位のふれあいの場づくり(年1回)	・ 町民大会の復活 ・ 駅伝大会は町内全域を走ってもらいたい(4コースつくり順にやる)	・ 観光イベントを開く(よさこい踊り等) ・ 小山城まつりなどのイベントを増やす



Aグループ「吉田町ブランドをつくろう!!」

町の基盤づくり	地産地消	空港の活用	人づくり	吉田ブランドPR	吉田町ブランド販売拠点	吉田町ブランドづくり	小タイトル
・ 企業誘致 ・ 若者が働く場を作る	・ 町をあげて地産地消の推進 ・ 近隣市町との連携した地場産業の振興	・ 外国人のお客様を取り込む ・ メロンの海外輸出	・ 個性のある商品開発を個人商店がつくる ・ 後継者の育成(農、漁業)	・ イベントを通じて地場産品のPR	・ 街角イベント、商店街まつり	・ 道の駅で地産地消を進める ・ 商工と観光を連動し、お客様を呼び込む	・ こだわりのある(特色ある)地域NO.1 ・ 特産品を使った商品開発

意見見

# 第1回 ワークショップによる まちづくり

**テーマ**

- Aグループ：産業振興
- Bグループ：交流人口の拡大
- Cグループ：住民参加と教育振興
- Dグループ：健康といやしの場づくり

**まちづくり意見交換会の内容**

①目的

町民、各種団体、NPO等と意見交換の場を多様に設け、要望・提言・その他の意見などを伺い、議会活動を通じて町政に反映させるために行う。

②内容

- ・町政全般の諸課題事項に柔軟に対処するため、町政全般について自由に意見や情報の交換を町民の方々と行う
- ・身近で開かれた会議を開催することで全議員と語り合う場を作り、町民との連携を図る。
- ③参加対象者
  - ・議員と町民意見の場であり、様々な分野から多くの方を募集できるように企画する。

※ワークショップとは

実践的学習会・研修会。自由に話し合っって有効な議論とするための会議の手法。



Dグループ「みんなでふれあい健康づくり」

いこいの場	障害者の運動の場	食による健康	自分の健康	公園の整備	体力づくりの場
・陶芸など作る楽しみの場	・障害者が運動する場がほしい ・簡単な体操で足、腰、ひざの運動がしたい	・孤食防止のため、共に作り共に食べる場所を食についてお話を聞く(特に高齢者)	・自分の健康は自分で守る努力を ・各種検診の受診率の向上を	・公園の手入れが悪いのでは ・身近な地域で楽しめる公園	・誰もが楽しめるプールがあったらと思います ・気軽に入れる遊び場がほしい



Cグループ「地域づくり人づくり吉田」

施設の充実	地域と学校の連携	人材育成	情報発信	生涯学習	地域づくり
・音楽鑑賞のできる良いホールが必要 ・町の空き土地の有効利用	・特色ある学校教育の振興 ・教員の確保と予算付け	・年々高齢化で、会員が減少している ・子供達の居場所作りのため、人・場所の確保	・情報の公開、徹底的に公開すると見えてくる ・情報公開の中から、テーマは見えてくる	・公民館活動を活発にする町づくり ・社会教育への住民参加の促進	・あいさつ運動を町全体の運動に ・地域のまつりを活性化

まちづくり意見交換会  
参加のお礼

この度の、第1回 まちづくり意見交換会の開催につきまして、参加していただきました諸団体の皆様方に、格別なるご理解、ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

議会改革特別委員会 委員長 八木 栄

教文務総  
常任委員会

# 活動報告

◇4月20日 委員会協議事項  
健康と福祉について

(主な質疑)

①社会福祉課

問 民生委員の内30人が改選予定とのこと。

答 民生委員の任期は3年で負担が多く、続けることが難しいと伺っています。なるべく経験者に残って頂き、新しい方へ指導をお願いするように考えています。

問 生活保護の実態は。

答 平成20年の9月の生活保護は20世帯でしたが、3月では41世帯になり、相談数も増加しています。

問 社会福祉協議会への事業委託は。

答 指定管理者として、はあとふるの施設委託・老人福祉センターの運営・高齢者介護ホームの運営・地域包括支援センターの業務

委託。また介護保健の事業者としてデイサービス等実施しています。社協は、地域福祉の中心的役割を担い重要です。経営的には介護補助事業の赤字分が、全体の事業にのしかかっているのが現状です。

今後3年間は補助金等を考え、また事務費についても町が9割負担を継続するなど検討しています。

②高齢者支援課

問 ワークプラザは。

答 シルバー人材セン



シルバー人材センター事務所

ターの活動の拠点として、研修や作業を行う目的に、町が建設し、貸し出す施設です。

問 シルバー人材センターの法人化は。

答 法人化をすることにより、町補助金と同額が国より補助されます。県補助金の減額分を補う予定です。

③健康づくり課

健康づくり、予防対策、医療体制について説明。

◇5月12日 委員会協議事項

町内高齢者支援施設、子育て支援施設を中心に視察を決定。

◇5月25日 委員会協議事項

①町内福祉関係施設の視察について協議  
②閉会中の調査案件「健康と福祉に関する調査」継続調査。

委員長 藤田和寿

議会改革  
特別委員会

◇3月26日 委員会キーワード項目

・政務調査費について協議。  
・特別委員会としては「不要」。

今後、協議を要する。

◇4月16日 委員会

(1)視察研修について  
・行先・日程・内容の確認。  
・事前に送付する質問事項について協議。  
(予算決算常任委員会についての内容)  
(2)議員役職の選出について協議。  
(3)まちづくり意見交換会の進行と、委員の役割について協議。

◇4月23日 視察研修南伊豆町議会

・予算決算常任委員会の運営について説明を受け、その後質疑応答を行う。

◇4月27日 委員会視察研修のまとめ

・本会議方式  
・連合審査方式  
・特別委員会方式  
・常任委員会方式

以上のことについて、メリット・デメリットをまとめる。

◇5月11日 委員会

まちづくり意見交換会について協議

・次第  
・役割分担  
・テーマの決定  
・参加者の割り振り

◇5月26日

第1回 まちづくり意見交換会開催  
・片岡会館大ホールにて

・各種団体から24名の参加者

・ワークショップによる、テーマごとの意見交換を実施

◇6月8日 委員会

まちづくり意見交換会のまとめ

委員長 八木 栄

# 産業建設 常任委員会

# 委員会

## ◇5月17日 協議会 年間活動計画

・所管事務調査案件「農地制度の改正内容」等6案を協議、決定

6月 新農地制度について 町内道路整備状況現地見学

9月 第4次町総合計画後期基本計画策定の所管課の方向等に決定

12月・3月については、後日協議する。

### ・視察研修

農・水・工・商の有望ビジネスに取り組む自治体など6案が提出され協議。

## ◇5月26日 協議会

### 報告事項

第2回議会定例会提出議案について

## ◇6月9日 委員会

### 所管事務調査

#### ①産業課

・新農地法等の一部改正について概要説明。  
農地の有効利用を図るために、農地を貸し

やすく、また借りやすくし、農地を最大限に利用するため農地法の一部改正内容説明。

### (主な質疑)

**問** 農地転用の可否判断は厳しくなるのか。

**答** 転用地の周辺状況なども判断材料にされるので、農業委員や農業委員会事務局などに問い合わせて貰いたい。

**問** 町内の遊休地としての対応策は

**答** 町内遊休地は30ha。遊休農地は農業委員会で原因追求して減らしていく。

・町内道路整備状況について概要説明と事業の進捗状況の視察。

#### ②都市建設課

都市建設課関連事業、浜田土地区画整理事業、県・国関連事業及び陥没等集中している道路と修理状況。



道路視察

### (視察後の意見)

・道路の整備状況に反して河川管理の不備が目立つ。

・同一河川の町と県との二重行政が原因という。

・空港を活用した環境や観光ビジネス云々される中、一元管理の可能性は無いのか。

委員長 杉村嘉久

## 議員定数検討 特別委員会

## ◇4月13日 委員会

今後の進め方について協議し9月までに結論を出す。

## ◇4月28日 委員会

今後の協議日程について協議。9月までのスケジュールを提示し月に2回、3回の意見交換を行う。

## ◇5月10日 委員会

参考資料として町村議会実態集計表・議員の定数・人口・財政力指数表を提示し委員全員から議員定数について意見交換をした。

「減員」「現状維持」「増員」など様々な意見が出された。昨年の11月に各自治会ごとに行った、議会報告会において各地区から出された議員定数に関する意見を次回までに取りまとめる。

## ◇5月21日 委員会

昨年各自治会で行った議会報告会に出された意見の再確認をした。

### ○住吉区

議員定数を減らす方向で検討すべき。

### ○北区

前2回の議員選挙は無投票となっている、定数の見直しを行うべき。

### ○片岡区

特になし。

### ○川尻区

現状の議員数でよい。

## ◇6月24日 委員会

無投票について協議

## ◇7月12日 委員会

議員の役割について協議

## ◇7月27日 委員会

中間まとめについて協議

委員長 河原崎昇司

# 考える！

## 〈中間まとめ〉

議員定数の方向性	賛成議員	議員定数案		
現状維持	8人	現行 (14人)		
定数削減	6人	内訳	1人減 (13人)	2人
			2人減 (12人)	3人
			3人減 (11人)	1人

### 議員定数案

議員定数(現在14人)について検討し、現時点での議員の意見を4つのキーワードにまとめましたので、中間報告いたします。

### 〈意見抜粋〉

#### 1 議会・委員会の運営

##### 現状維持

- 議会の役割は、討議による政策決定・公的意思の作成・監視機能である。地方分権改革によつて、議会の役割が年々増加し複雑化しており、現状の14人がギリギリの人数である。

- 議会は多様な意見を吸収し、様々な視点から議論する場であり現状の人数が必要である。

- 本会議中心主義の議会では、15人程度が適切である。また、委員会主義の議会では、定数は常任委員会数に討議人数を乗じた数である。討議するには、6人から10人程度が適切であり、現状の14人が運営的にも最適である。

#### 定数削減

- 地方自治法の改正により常任委員会の複数所属が可能となり、二つの常任委員会を支援のないように運営は可能である。

- 議会改革を進め無駄をなくすことにより、効率的で思いきった議会運営が可能である。

- 議員定数を奇数にすることにより、議長に投票した町民の意見も反映される。

- 予算・決算の審議に關しては一つの常任委員会でも全員で協議すれば、議員定数を削減できる。

#### 2 町の規模(人口・財政等)

##### 現状維持

- わが町の人口は、

年々増加傾向であり、議員一人当たりの人口は2,179人で、県内の町の中で少ない方から2番目である。また、議会として過去に先進的に議員数を削減してきている。

- 行政改革や財政的に考えて、議員定数を削減すれば経費削減になるという意見もある。しかし、民主主義を守り発展させ民意を反映させるために、必要な経費を惜しむべきではない。

#### 定数削減

- 厳しい財政状況の中で議会として真摯に受け止めて取り組むべきである。

- 議会が町民の理解を得るには定数の削減は必要である。

- 国、地方を含め財政的

に困難なゆえに町民から定数削減の意見がある。保身より身を削る姿勢を示す必要がある。

- 行財政改革が叫ばれる中、議員として自らの姿勢を示すべきである。

#### 3 町民の声の反映

##### 現状維持

- 議員は、住民全体の利益について住民の代弁者として、より多くの要望や意見を町政に届けるために議員間討論をしなければならぬ。討論には、現状数が必要である。

- 定数削減すると、町民の多様な声が吸い上げられなくなる。

##### 定数削減

- 町民の意思を反映す



# 議員定数

# を

るために選挙を行うべきである。過去二回の無投票を受けて、町民に見える形での選挙が必要である。

・議員定数の多い少ないにかかわらず、意見の聴取方法を考えれば民意は反映される。

## 4 その他

### 現状維持

・定数を削減すると、町政への監視機能が低下する。

・議員をどれだけ削減すれば、住民の理解を得られるのか。

・削減すれば一人ひとりの議員が担う責任が増し、議員の資質向上だけでは民意を反映できない。

### 定数削減

・県、市町で削減を行っている。世の中の流れを無視するわけにはいかない。

・議員を減らしても資質の向上を図れば、監視機能の低下を防ぐことができる。

・定数は自ら削減する方向で考えるべきで、減らす方向で検討する。

以上、議員定数の検討について中間報告です。今後は、町民の皆様からのお考えや意見を参考に、議会として継続して協議を行い、9月定例会までに結論を出す予定です。

皆様からのご意見・ご感想等ございましたら、議会事務局（33-2141）までお知らせ下さい。

今後ともご支援ご鞭撻をお願い致します。

## 議員定数・人口・財政力指数・面積

第55回町村議会実態調査集計表を参考に作成

町村名	人口(人)		面積(km <sup>2</sup> )	議員の定数(人)				財政力		
	国勢調査	住基台帳		上限値(法定数)	定数	定数内訳		財政力指数	吉田町100とした指数	順位
						現議員数	欠員数			
東伊豆町	15,044	14,332	77.8	22	12	12	0	0.760	65	⑤
河津町	8,303	8,251	100.7	18	12	11	1	0.436	37	⑪
南伊豆町	10,003	9,747	110.5	22	11	11	0	0.328	28	⑪
松崎町	8,104	8,123	85.2	18	10	10	0	0.379	33	⑨
西伊豆町	10,372	10,083	105.5	22	11	11	0	0.424	36	⑩
函南町	38,803	38,839	65.1	26	18	18	0	0.813	70	⑬
清水町	31,961	31,811	8.8	26	16	16	0	1.022	88	⑦
長泉町	38,722	40,311	26.5	26	16	16	0	1.460	125	①
小山町	21,478	20,784	136.1	26	15	15	0	1.083	93	④
芝川町	9,697	9,719	74.2	18	10	10	0	0.594	51	⑤
吉田町	28,648	30,503	20.8	26	14	14	0	1.166	100	②
川根本町	8,988	8,671	496.7	18	14	14	0	0.401	34	⑭
森町	20,273	20,171	133.8	26	12	12	0	0.695	60	⑦
新居町	16,938	16,836	13.4	22	12	12	0	0.876	75	③
合計	267,334	268,181	1,455.1	316	183	182	△1			

注1 議員定数、人口(住基台帳)は平成21年7月1日現在

注2 財政力指数は平成19年度、20年度、21年度の3か年平均

# こはにちは まちの話題

## ちよつとひとひと言

健康づくりは運動と思われがちですが、健康な体と心には、栄養・休養・排泄・姿勢のバランスを維持する事が大切です。どれがかけても成り



町生涯学習講師  
長谷川幸代さん

### 健康づくりに思う

立ちません。今この基本が乱れてきています。偏った情報に振り回されず、今を精一杯楽しく笑って生きていける事が、第一歩だと思っています。「健康は一日にしてならず。」日々意識して生きていくのです。

# あすに翔く 自彊小 100周年事業



一斉に風船を飛ばす子供たち

みんな楽しんで



記念モニュメント

百周年にふさわしい記念碑は、共に手を取り合った3体の子供像をお互い協力し、助けながら成長するよう。

正面の言葉は、  
校章と自彊の教育目標「自彊不息<sup>じきやうふしき</sup>で、みずか<sup>みずか</sup>自らつとめ<sup>つとめ</sup>励む子を常に努力し続ける意味です。



実行委員長  
平野正之さん

## あ と が き

議会では、来年の地方選挙に向けて、議員定数の審議が行われています。いま健全財政への「事業仕分け」は緊急課題で議会の責務。これからの議員の必須条件は能力です。能力は専門的知識や技術ではない、法令通でもなく住民の代表であり活動能力は、住民の立場や目線で物事の判断ができるかどうかという能力と識者は言います。議会審議も住民に分かりやすい形での審議が能力であり審議だとも言います。そこで住民全体の利益に継げる議員選挙へ勇気ある立候補を望みます。

(M・Y)

- 議会広報特別委員会
- 委員長 枝村和秋
  - 副委員長 杉村嘉久
  - 委員 藤田和寿
  - 委員 永田智章
  - 委員 吉永満榮
  - 委員 河原崎昇司
  - 委員 八木 栄

## お気軽に 議会の傍聴を

(6月定例会傍聴人数 41人)

### ◎9月定例会予定

- 9月3日(金) 本会議
- 9月7日(火) 委員会
- 9月8日(水) } 連合審査会
- 9日(木) }
- 9月13日(月) 委員会
- 9月15日(水) } 一般質問
- 21日(火) }
- 9月22日(水) 本会議



川尻神社祭典

お問合せは  
議会事務局 33-2141